

20210131\_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その5：変異種確認国からの入国・通過禁止解除）

【ポイント】

- 1月30日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計36カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、2月1日から解除することを発表しました。
- 具体的な手続き等について不明な点がある場合は、フィリピン入国管理局・在京フィリピン大使館等に確認してください。

【本文】

1 1月30日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計36カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、2月1日から解除すること等を発表しました。その概要は以下のとおりですが、正しくは、下記1月30日付け、「フィリピン入国管理局プレスリリース（変異種確認国からの入国・通過禁止解除）」をご確認ください。

【以下、フィリピン入国管理局の発表（概要）】

- 入国が許可される外国人は以下のとおり。
  - (1) 外交官、世界保健機関や国連等の国際機関職員
  - (2) 医療同伴者を含む、医療・緊急案件で入国する者
  - (3) 同行するフィリピン人の外国人配偶者及び未成年の子供、特別な理由を持つ子供、フィリピン人である未成年の子供の親、特別な理由を持つフィリピン人の子供の親
  - (4) フィリピン入管法第13条に係るビザ（13ビザ、13(a)ビザ、13(b)ビザ、13(c)ビザ、13(d)ビザ、13(e)ビザ、13(g)ビザ）、RA7919ビザ、E0324条の永住者ビザ、フィリピン生まれ（Native-born）のビザの所有者
  - (5) E0226ビザ（特別投資家住民ビザを含む、ただし観光関連プロジェクトE063に基づく特別投資家住民ビザは含まれない）、RA8756ビザ、47(a)(2)ビザの所有者
  - (6) アウロラ太平洋経済特区自由港庁、スービック湾都市庁、バターン自由港地域庁、カガヤン経済特区庁、クラーク開発公社によって発行されたビザの所有者
  - (7) 2020年12月17日以降に出国した9(g)ビザの所持者（再入国の際、ACR I-CardとSpecial Return Certificateが必要）
- 入国には有効なビザが必要（共和国法第6868号に基づくBallicbayansとして認定された外国人を除く）。
- 入国の際は、フィリピン保健省の通達のとおり、空港到着時に指定されたホテル・隔離施設に7晩以上事前予約をしていること、及び、検疫プロトコルを遵守すること。
- 入国は、（空港及び入国日における）渡航者の最大収容数によるものとする。

2 具体的な手続き等について不明な点がある場合は、フィリピン入国管理局・在京フィリピン大使館等に確認してください。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【参考情報】

●フィリピン入国管理局プレスリリース（変異種確認国からの入国・通過禁止解除）  
[https://m.facebook.com/story.php?story\\_fbid=1932878270184204&id=133424753462907&ref=page\\_internal&\\_tn\\_=%2As%2As-R](https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=1932878270184204&id=133424753462907&ref=page_internal&_tn_=%2As%2As-R)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX : (市外局番 032) 231-6843

ホームページ : [https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所 : 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話 : (市外局番 02) 8551-5710

FAX : (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ : [http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)